

岩手県公安委員会告示第16号

警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第2条の表の6の項の上欄の規定により、岩手県公安委員会が認める交通誘導警備業務は、次の表の左欄に掲げる路線に応じ、同表の右欄に掲げる区間において行うものとし、令和3年7月1日から施行し、警備員等の検定等に関する規則第2条の表の5の項の上欄の規定による岩手県公安委員会が認める交通誘導警備業務（平成18年岩手県公安委員会告示第20号）は、同年6月30日限り、廃止する。

令和2年12月25日

岩手県公安委員会

委員長 高橋 真裕

路 線	区 間
1 国道4号	岩手県の全域
2 国道45号	岩手県の全域
3 国道106号	全域
4 国道107号	岩手県の全域
5 国道282号	岩手県の全域
6 国道283号	全域
7 国道284号	岩手県の全域
8 国道340号	岩手県の全域
9 国道343号	全域
10 国道397号	岩手県の全域
11 国道455号	全域
12 国道456号	岩手県の全域
13 主要地方道盛岡横手線	岩手県の全域
14 主要地方道盛岡和賀線	全域
15 主要地方道一関北上線	全域
16 主要地方道盛岡環状線	全域
17 主要地方道一関大東線	全域
18 県道盛岡滝沢線	全域